

那覇市議会基本条例素案に対するパブリックコメントへの回答

意見募集期間:平成 24 年 10 月 26 日～11 月 15 日

意見提出件数:48 件(提出者数 6 人)

No	条項	ご意見(概要)	意見に対する回答
1	全体	これまで執行権の監視にベクトルが向いていた議会のあり方から市民の方向に議会視線のバイアスをかける条例制定に向けて、一層の努力を期待したい	執行機関の監視機能の強化とともに、議員間の自由闊達な討議の導入と市民の参加・協働を推進する中から、新たな議会を構築していきたいと強く決意しております
2		議会基本条例と議会改革は本質的に別のものであり、条例制定・認識の中から議会改革が生まれることを望む	条例制定の過程の中で、改革に対する機運が生まれました。条例を最大限に生かした改革が展開できるよう、全力で取り組んでまいります。
3	第 1 条 (目的)	「市民」の定義を明確にする必要がある	本条例で定義づけをする必要はないものと考えます。 条例中の用語の定義については、条例の解説の中で別途定めます。
4	第 2 条 (基本理念)	理念なので、「目指すものとする」ではなく、「目指す」とした方が明確ではないか	原文のままでも十分に明確であると考えます。
5	第 4 条 (議員の活動原則)	議会が「合議制の機関」との意味合いについて。「皆で話し合う」くらいの意味なのか、決議の方法まで制約する表現なのか	独任制である首長に対し、複数の議員で構成する議会は合議制の機関といわれます。市民の多様な意見を反映させるためには、与野党間の対立を越え合意形成を図る必要があります。決議の方法を制約するものではなく、議員間で徹底して議論する中で最大限の合意形成を目指すという意味合いです。
6		「議会を構成する一員」として、一部の団体や地域の代表にとどまらない「市民全体の奉仕者」との規定が必要である	案を再考し、文言を追加修正します。 「第 4 条 議員は、議会を構成する一員として、市民全体の奉仕者かつ代表者であることを自覚し、次に掲げる…」に修正します。
7	第 3 章 市民と	「市民と議会の関係」は条文ごとの見出しや規定内容に	市民と議会の関係こそが、本市議会の最大のテーマであることから、先進

8	議会の関係	<p>メリハリがあり分かりやすく具体的な構成であり、議会の意気込みを感じる</p> <p>制定後は、市民と議会との新たな関係構築の具体策が問われることになる</p>	<p>市の条文を参考に取りまとめました。今回の市民意見を参考に更に充実したものにしたいと考えています。</p> <p>新たな関係構築のためには、市民と向き合う議会の構築から取り組んでいきたいと考えています。</p>
9	第6条(市民参画機会の確保)	<p>「市民と議会の関係」に関する条文は、議会の側の都合に左右される努力義務規定が多すぎる</p>	<p>ご指摘を重く受け止め、規定のあり方について再検討していきます。</p>
10 11		<p>「市民に対するすべての会議の原則公開」が必要である(2件)</p>	<p>会議の原則公開は、すでに他の議会関係条例・規則においても制定されておりますので、整合性を図る上でも、ご指摘の条文を追加修正します。第6条のタイトルを(市民参画機会の確保)から(会議の公開と市民参画機会の確保)へ修正した上で、1項に、「議会は、すべての会議を原則として公開するものとする。」の条文を追加します。</p>
12		<p>市民が「参画する機会の確保」は、「努めるものとする」との努力義務規定ではなく、きちんと保障すべきである</p>	<p>案を再考し、「参画する機会の確保を図るものとする。」に修正します。</p>
13		<p>「確保に努めるものとする」ではなく、「年一回以上確保する」にしないと、単なる努力目標になるのではないか</p>	<p>「年一回以上」との表現はここでは馴染まないものと考えます。「市民が議会活動に参画する機会」のあり方については、今後、具体的に検討してまいります。</p>
14 15	第7条(説明責任)	<p>「議案に対する議員の賛否の公表」は評価できる</p> <p>2項の「情報の提供に努めなければならぬ」は、「情報を</p>	<p>賛否が分かれた場合について、個々の議員の賛否を公表します。</p> <p>案を再考し、「情報の提供を図るものとする」に修正します。</p>

		提供する」とした方が明確ではないか	
16	第 8 条 (議会報告会及び市民との意見交換)	議会報告会を義務規定としたことは評価できる	今後、具体的な開催方法や回数等について検討してまいります。
17		議会報告会を「開催するものとする」は「開催する」にした方が明確ではないか	原文のままでも十分に明確であると考えます。
18		「議会報告会を毎年、開催する」とあるが、「最低でも年 1 回は開催しなければならない」と理解してよいか	年 1 回以上の開催を義務付けた規定と理解していただいて結構です。
19		2 項の市民との意見交換は、「できる」規定になっており、義務化されていない。市民が議員と意見交換できる機会が十分に保障されていない	案を再考し、「意見交換の場を設けるものとする」に修正します。
20		「意見交換」の場は、議会と市民が双方向に意見を言い合える場と考えてよいか	双方向の意見交換の場となります。
21	第 9 条 (請願及び陳情)	「請願者又は陳情者が意見陳述を行う場」は評価できる	本市議会では、現在でも請願者及び陳情者の求めに応じて意見陳述の場を設けており、請願・陳情の権利は保障されていると考えていますが、更なる充実に向けて取り組んでまいります。
22		請願・陳情は市民の参政権、基本的人権である。請願・陳情の権利が、十分に保障されるようにしていただきたい	
23		少なくとも請願・陳情の提出者が求める場合は直接意見陳述する場を設け、採択不採択、継続等の審議結果の伝達及び、その後の行政に対する実施情報の提供要請、その請願者への提供を記述すべきではないか	案を再考し、第 3 項として、議会の審議結果の伝達及び行政における処理経過並びに結果等の情報の提供について、以下の条文を追加します。 「3 議会は、請願者又は陳情者に対し、審議結果の伝達及び処理経過並びに結果等の情報の提供を図るものとする」
24	第 10 条	1 項、2 項とも努力義務に	案を再考し、1 項の「公表するよう

25	(広報広聴の充実)	<p>なっているもので、積極的な表現にすべき。</p> <p>1項の「公表するよう努めるものとする」は「公表する」にした方が明確である</p>	<p>努めるものとする」は「公表するものとする」、2項の「充実に努めるものとする」は「充実に努めるものとする」に修正します。</p> <p>市民への広報等については、議会ホームページや市議会だより等を活用して積極的に実施しているところであり、更なる広報広聴の充実を図る観点から、より積極的な表現に改めます。</p>
26	第11条 (市長への政策提言)	<p>財政規律と役割分担の留意から、議会による政策提言は責任ある規定とすべき。政治とは調整であり、市民の多様な要望を取捨選択するのが議会の機能である。政策提言機能の規定が、無責任な要望権の根拠とならないよう、条文中の「政策立案、政策提言等」の文言の前に、「人的・財的資源等についてもあわせて示された責任ある」との文言を盛り込むべきと考える</p>	<p>案を再考し、「責任ある政策立案、政策提言等」に修正します。</p> <p>ここで想定している議会からの政策提言は、ご指摘のような単なる「要望・陳情」に留まるものではありません。議会は多様な住民の代表による討議の場であることから、行政とは異なる視点、住民により近い視点から、新たな提案もしくは、民意に沿う形での施策の変更を提言していくことを想定しています。そのためにも、住民との対話の場の拡大を図るとともに、議員個々及び議会としてのスキルアップに力をいれていきます。ご提案の追加の文言については、人的財的視点のみならず、市民に対する責務の観点からも、「責任ある」との文言に集約し追加しました。</p>
27	第14条 (第2号) 議決事件の追加	<p>議会と市長の役割分担への留意から、執行計画については議決対象から外すこと。</p> <p>市長の執行権限との兼ね合いや議会付議に要する職員の事務負担及び膨大な行政計画の審議の困難さから、先例市でも規定されていない。那覇市は従来から市民のパブリックコメントを確保している。</p> <p>重要な基本方針に議会がコミットするのであれば、方法論となる個別計画は執行部に委</p>	<p>貴重なご意見ではありますが、ここは原文のままといたします。</p> <p>議会基本条例制定の意義は、執行部の追認機関と揶揄されてきた従来の議会のあり方を変えたいという強い動機から出発しています。地域経営の根幹となる総合計画に責任を持つ議会を構築する必要から、議決事件の追加を盛り込みました。また、個別計画は総合計画から派生するものであり、予算編成と関連がより深いものになります。議会が権限を有する予算に直接関連がある計画を議会の議決の対象とすること</p>

28		<p>ねるべきであり、それぞれの機能を十全に発揮すべきである</p> <p>議決事件の追加への今後の動きを見守りたい</p>	<p>は、住民の代表権を高めることにつながると考えます。より広範な観点から市民の多様な意思を反映させるには、従来にない議会の関与が必要であり、先進市の多くが個別計画も議決事件追加の対象としています。</p> <p>なお、当然のことながら、具体的な対象となる計画の選定については、執行部側との協議の上で判断することになります。</p> <p>議会の権能の拡大とともに責任も伴いますので、十分に協議検討し推進してまいります。</p>
29	第 15 条 (一問一答方式及び反問権)	<p>一問一答方式や反問権は、現在の議会ではできないのか、現行の質問方式の何が問題なのか</p>	<p>現在は「一括質問一括答弁」方式であり、「一問一答方式」は認めておりません。一括質問一括答弁に比べ、論点が明確になるとともに、傍聴者にとってもわかりやすい方式です。</p> <p>現在、執行部の「反問権」は認められておりませんので、質問は議員から執行機関への一方通行になっています。「反問権」の付与により、議会と執行機関の議論が活性化し切磋琢磨が期待されます。</p>
30		<p>「一問一答方式」の具体的な実現への道筋がどうなっているのか</p>	<p>一問一答方式を「できる」規定にしたのは、質問者による選択制を想定しています。例えば、最初の質問を壇上にて一括質問一括答弁で行い、再質問からは、一問一答に切り替えるなど、柔軟な運用を検討しています。</p>
31		<p>反問権をどこまで認めるのか。水掛け論にならないか、議事の流れに水を差すことにならないか心配である。実際の運用について</p>	<p>「反問権」をどこまで認めるかは、各議会においても対応が分かれています。本市議会では、質問の主旨を確認する「確認権」ととどまらず、実質的な「反論権」も想定しています。「水掛</p>

			<p>け論にならないか」との懸念につきましては、あくまで議事の整理権は議長等にありますので、品位が落ちないように対応してまいります。</p>
32	<p>第 18 条 (議会運営の原則)</p>	<p>第 2 項の正副議長等の選出について、「正副議長等」の「等」が何を指すか。</p>	<p>「正副議長等」としたのは、正副議長だけではなく、議会の役職全般について指しているからです。</p>
33		<p>選出経過を「明らかにしなければならない」との義務規定の具体的方法について</p>	<p>具体的には、議長選挙における立候補制や所信表明の実施などを検討しています。</p>
34		<p>誰に対して「経過を明らかに」するのか</p>	<p>議会及び市民に対して、明らかにすることになります。</p>
35		<p>議長の任期は決めなくていいのか</p>	<p>議長の任期は法律(自治法)により、「議員の任期による」(4年)と定められていますので、明記する必要はないものと考えます。</p>
36		<p>「議長は会派に属さない」は評価できる</p>	<p>議会全体の代表者となりますので、公平公正を期す観点から会派離脱を明記しました。</p>
37	<p>第 19 条 (委員会)</p>	<p>委員会条例との整合性はどのようになっているか</p>	<p>議会基本条例が本市議会における最高規範となりますので、条例制定と併せて、各条例・規則等との整合性を図ってまいります。</p>
38		<p>基本条例での「委員会」の名称が、委員会条例での名称と異なることについて</p>	<p>委員会の名称については、基本条例に合わせ、委員会条例を変更することになります。</p>
39		<p>委員会は公開しないのか</p>	<p>現在でも公開しております。「議会のすべての会議の原則公開」を第 6 条に追加修正します。</p>
40	<p>第 23 条 (会派及び議員の政務)</p>	<p>3 項の「公表すること等により、用途の透明性の確保に努めるものとする」は、「公表し、用途の透明性を確保する」に</p>	<p>原文のままでも十分に明確であると考えます。「公表すること等」としたのは、現在でも公表しておりますので、更なる透明性の確保の方法も含める意</p>

41	調査費)	<p>した方が明確ではないか</p> <p>第4項において、「別に条例で定める」とあるが、別に定める必要があるのか</p>	<p>味合いからです。</p> <p>平成13年に「那覇市議会政務調査費の交付に関する条例」が別途定められておりますが、本条例が議会の最高規範であり整合性を図る観点から明記しました。</p>
42	第24条 (予算の確保)	<p>議会の独自性を確保するためにも重要な規定であり、今後活かされる規定になる</p>	<p>二元代表制の一翼を担うにふさわしい議会へと改革する中で、必要な予算の確保を図ってまいります。</p>
43	第25条 (議会改革の推進)	<p>第2項の「推進組織の設置」について、具体的協議事項と議会運営委員会との整合性はどうか</p>	<p>推進組織は、条例制定後の具体的運用、継続的取り組みを図るために設置するものです。議会運営委員会が推進組織となって取り組む議会もありますが、本市議会では議員全員が関われる取り組みを想定しており、広報広聴や政策立案、市民参加を分野ごとに推進する体制が必要と考えています。その場合は、各組織で企画検討した内容を議会運営委員会で協議決定することになります。</p>
44	第27条 (議員定数)	<p>議員定数を基本条例に明記し決める必要があるのか</p>	<p>平成14年に「那覇市議会議員定数条例」が別途定められておりますが、本条例が議会の最高規範であり整合性を図る観点から明記しました。</p>
45	第28条 (議員の報酬)	<p>議員報酬を別に条例で決める必要があるのか</p>	<p>「那覇市議会議員の報酬に関する条例」が別途定められておりますが、本条例が議会の最高規範であり整合性を図る観点から明記しました。</p>
46		<p>「類似する他市の議員報酬等を比較検討」とあるが、都合のいい解釈をして報酬をあげる目的に見える</p>	<p>現在の「報酬等審議会」の審査の条件等を明記したものであり、これまでと変わりません。</p>
47	第32条 (見直し手続き)	<p>「必要に応じて検証するものとする」とあるが、「年1回以上、市民とともにタウンミーティングを開催し、検証す</p>	<p>検証の方法については、ご意見等を参考に、タウンミーティングを含め、市民意見が反映できるよう検討いたします。</p>

48		<p>る」に変更してほしい。条例の目的が達成しているかどうかは市民が検証すべきである</p> <p>「適切な措置を講ずるものとする」では、改正できるかどうかを読み取れない。改正の際の制約を書いていた方がよいのではないか</p>	<p>原文のままでも、十分に改正できるものと考えます。</p> <p>改正に当たっては、最高規範性を保ちつつ、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し検討いたします。</p>
----	--	---	---

その他修正項目

	条項	内容	理由
1	第19条 第4項 第5号	「予算・決算常任委員会」を「予算決算常任委員会」へ修正。	「・」を削除
2	第23条	「政務調査費」を「政務活動費」へ修正。	地方自治法の一部改正(平成25年3月1日施行予定)に伴い、「政務調査費」が「政務活動費」に名称が変更となるため。